

1. 実施期間

平成30年12月28日(金)～平成31年1月18日(金)

2. 意見提出者(順不同)

合計407件(提出意見数は、提出意見者数としています。)

【電気通信事業者 : 5件】

(株)JTOWER、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、スカパーJSAT(株)、ソフトバンク(株)

【放送事業者 : 98件】

(株)CBCテレビ、(株)CBCラジオ、(株)IBC岩手放送、(株)Radio NEO、(株)STVラジオ、(株)TBSテレビ、(株)TBSラジオ、(株)あいテレビ、(株)エフエム大阪、(株)エフエム東京、(株)サガテレビ、(株)テレビユー山形、(株)テレビ岩手、(株)テレビ宮崎、(株)テレビ金沢、(株)テレビ熊本、(株)テレビ高知、(株)テレビ信州、(株)テレビ新潟放送網、(株)テレビ西日本、(株)テレビ静岡、(株)テレビ大分、(株)テレビ朝日ホールディングス、(株)テレビ長崎、(株)テレビ東京ホールディングス、(株)テレビ北海道、(株)ニッポン放送、(株)フジテレビジョン、(株)愛媛朝日テレビ、(株)岩手朝日テレビ、(株)宮城テレビ放送、(株)熊本県民テレビ、(株)熊本放送、(株)広島ホームテレビ、(株)山形テレビ、(株)山梨放送、(株)鹿児島放送、(株)鹿児島読売テレビ、(株)秋田放送、(株)新潟テレビ、(株)新潟放送、(株)青森テレビ、(株)静岡朝日テレビ、(株)仙台放送、(株)大分放送、(株)中国放送、(株)長崎国際テレビ、(株)長野放送、(株)東日本放送、(株)南日本放送、(株)福岡放送、(株)福島中央テレビ、(株)文化放送、(株)毎日放送、RKB毎日放送(株)、テレビせとうち(株)、テレビ愛知(株)、テレビ山口(株)、テレビ大阪(株)、岡山放送(株)、沖縄テレビ放送(株)、関西テレビ放送(株)、九州朝日放送(株)、熊本朝日放送(株)、広島テレビ放送(株)、札幌テレビ放送(株)、山形放送(株)、山口朝日放送(株)、山口放送(株)、四国放送(株)、秋田テレビ(株)、秋田朝日放送(株)、信越放送(株)、西日本放送(株)、青森朝日放送(株)、青森放送(株)、静岡放送(株)、石川テレビ放送(株)、大分朝日放送(株)、中京テレビ放送(株)、中部日本放送(株)、朝日放送テレビ(株)、長崎文化放送(株)、長崎放送(株)、長野朝日放送(株)、東海テレビ放送(株)、南海放送(株)、日本テレビ放送網(株)、日本海テレビジョン放送(株)、日本放送協会、福井放送(株)、北海道テレビ放送(株)、北海道放送(株)、北日本放送(株)、北陸朝日放送(株)、名古屋テレビ放送(株)、琉球放送(株)、読売テレビ放送(株)

【新聞社 : 1件】

(株)読売新聞東京本社

【その他 : 4件】

(一社)移動無線センター、(一社)全日本ろうあ連盟、(一社)日本民間放送連盟、立神工業株式会社

【個人 : 299件】

「電波利用料の見直しに係る料額算定の具体化方針（案）」に対して提出された意見及び総務省の考え方

○意見募集期間：平成30年12月28日（金）～平成31年1月18日（金）

○提出意見数（意見提出者数）：407件

意見概要【意見提出者名】	総務省の考え方
1. 「はじめに」に関する意見	
<p>○ 料額改定の時期について、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1年早め、しかも地上テレビ放送局に大幅な負担増を求める内容の具体化方針（案）が示されたことは極めて遺憾です。料額改定の前倒しはあくまで例外であり、今後は3年周期で実施されるものと認識しています。 【（一社）日本民間放送連盟、放送事業者、（株）読売新聞東京本社】 ・ 具体化方針（案）によって改定が1年前倒しされ、放送事業者の多くは予期せぬ「値上げ」を強いられることになる。適用期間の流動化は放送事業者にとって経営上のリスクであり、かつ自民党放送法改正小委員会がローカル局の経営基盤強化などを求めた「2次提言」の方向性とも合致しない。電波法に依拠した3年ごとの料額改定を維持し、放送事業者が予見できない料額の改定は避けるべきである。【読売新聞東京本社】 	<p>今般の電波利用料の見直しは、平成30年6月に閣議決定された規制改革実施計画及び総務省における「電波有効利用成長戦略懇談会」での検討に基づき、我が国の経済成長と課題解決を実現する「Society 5.0」に不可欠な電波に関し、2020年の5G実現による周波数の急激な需要拡大も踏まえ、周波数の有効利用の更なる促進等を内容とする大規模な改革を緊急に検討すべきとの考えのもと実施するものであり、次期の3年間（平成31～33年度）に適用する電波利用料の料額を定めるものです。</p> <p>今後も、電波利用料の料額について見直しを行う際には、従前と同様、検討会等のオープンなプロセスを通じて検討することが必要と考えており、免許人等の皆様の幅広い御意見等をお伺いする機会を確保してまいりたいと考えます。</p>
<p>○ 電波有効利用成長戦略懇談会の報告書に基づき、次期電波利用料の見直しに係る料額算定の具体化方針を策定され、意見が招請されたことを歓迎します。従前、電波利用料は原則として3年毎の見直しが行われてきましたが、5Gで見られるように無線通信システムの規格の急速な進展、及び多様な利用形態が想定されていることなどを背景に、電波利用料制度についても市場の要請に応じて、都度、機動的な改正が行われることを期待します。【（株）JTOWER】</p>	<p>頂いた御意見は、具体化方針（案）に対する賛同意見として承ります。</p>
<p>○ 本案では、十分な議論を経ずして唐突に示された方針や、変更の根拠が不明な項目も散見されます。関係事業者の意見や過去の議論の積み重ねを十分に考慮に入れながら、説得力のある方針案を示すよう要望します。【放送事業者】</p>	<p>具体化方針（案）は、電波有効利用成長戦略懇談会での議論及びその報告書での御提言を踏まえて策定したものです。今後も、電波利用料制度について見直しを行う際には、従前と同様、検討会等のオープンなプロセスを通じて検討することが必要と考えており、免許人等の皆様の幅広い御意見等をお伺いする機会を確保してまいりたいと考えます。</p>

意見概要【意見提出者名】	総務省の考え方
2. (1) 「a群」と「b群」への分類に関する意見（歳出・歳入に関する意見）	
○ 行政は電波利用共益事務として実施する各事業について、一層の効率化を図るとともに、むやみな拡大を避けるため、必要性、妥当性の検証を徹底すべきです。さらに、事業の実績と有効性について積極的に情報公開を行い、無線局免許人の理解を得るよう努めるべきです。【(一社) 日本民間放送連盟、放送事業者】	電波利用共益事務の対象範囲については、電波有効利用成長戦略懇談会の報告書を踏まえて考え方を整理しましたが、引き続き電波利用共益事務の妥当性の精査を継続的に行うなど、頂いた御意見については、今後の電波利用料制度の運営に当たっての参考とさせていただきます。また、電波利用料の事務については、電波法第103条の3第3項の規定に基づき、総務省電波利用ホームページにおいて、その実施状況等を公表しています。
○ 歳入・歳出について、	
・ 一致させる必要がある旨を具体化方針にも明記し、確実に履行すべき。【(一社) 日本民間放送連盟、放送事業者】	御意見を踏まえ、具体化方針(案)を修正いたします。
・ これまで以上に一致させるよう努めるべき。【ソフトバンク(株)、(一社) 日本民間放送連盟、放送事業者】	頂いた御意見については、今後の電波利用料制度の運営に当たっての参考とさせていただきます。
○ 電波利用料制度の導入以来、決算時に歳入が歳出を上回る年度が多いことは問題。やむを得ず余剰金が発生した場合は次年度以降の電波利用共益事務経費に充当できる基金のような制度を創設すべきであり、電波利用共益事務のために徴収した電波利用料を他用途に流用することは極めて不適切。【(一社) 日本民間放送連盟、放送事業者、(株) 読売新聞東京本社】	歳入、歳出の差額の累積額については、電波法第103条の3第2項の規定に基づき、予算の定めるところにより電波利用共益費用に充てることができることとされているところであり、総務省としても今後必要に応じ本規定の活用も検討してまいります。
○ 歳出規模の増額根拠について明確にすべき。 (理由) ・ 次期歳入・歳出規模が約750億円と想定されていますが、今期の歳入・歳出規模約620億円と比較して、130億円(約21%)の増額となっており、増額の根拠及びその妥当性を明確に示すべきと考えます。【放送事業者】 ・ 具体化方針(案)は、増額分にあたる新たな用途について「5G等の無線システムを支える光ファイバ網の整備」「安心・安全な電波利用環境の整備」という抽象的な表現にとどまっている。具体的な用途を明示せずに事業者の料額を増やすことはいわば「歳入規模拡大ありき」であり、制度の趣旨にもとる。そもそも電波利用料は平成27年度、28年度と連続して100億円を超える「余剰金」が発生している。制度設計を進める中で具体的な用途を確定させ、可能であれば事業者の料額を減額し、電波利用料制度が適正に運用されるよう努めるべきである。【(株) 読売新聞東京本社】	次期の電波利用料の歳出については、電波有効利用成長戦略懇談会の報告書において、電波利用料の用途の見直しの検討についてIoT時代の本格的な到来に向けた課題に対応するために必要な事業を積極的に推進していくとされていることを踏まえ、5G等の無線システムを支える光ファイバ網の整備、ダイナミックな周波数共有を可能とするシステムの整備支援及び安心・安全な電波利用環境の整備等に必要な費用を追加しようとするものです。 今後とも、電波利用共益事務の妥当性の精査を行うこと等により、免許人に過度な負担が生じないように努めてまいります。

<p>○ 新たな電波利用共益事務の例として「5G等の無線システムを支える光ファイバ網の整備」等が挙げられていますが、先ずその恩恵に与る無線局利用者の負担を中心に考え、周波数帯域やサービス内容が変わらない無線局免許人の大幅な負担増を避けるべきと考えます。【放送事業者】</p>	<p>条件不利地域等における光ファイバ網の整備については、高速・大容量無線システムをはじめとした無線局の利用拡大に資するものであり、電波有効利用成長戦略懇談会の報告書を踏まえ、次期の電波利用共益事務に盛り込んでいます。頂いた御意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>
<p>○ 歳出規模の増加が安易な料額負担の増加につながらないように、計画内容は免許人全体の共益にかなう真に必要なものになるよう精査し、適正な歳入歳出規模となることを要望します。【日本放送協会、放送事業者、ソフトバンク(株)】</p>	<p>電波利用共益事務の対象範囲については、電波有効利用成長戦略懇談会の報告書を踏まえて考え方を整理しましたが、引き続き電波利用共益事務の妥当性の精査を継続的に行うなど、頂いた御意見については、今後の電波利用料制度の運営に当たっての参考とさせていただきます。</p>
<p>○ 4K・8K衛星放送を受信する為には右旋円偏波と左旋円偏波の両方に対応した受信設備が新たに必要となります。4K・8K衛星放送受信環境の整備において、その調査研究、周知啓発活動、干渉対策を国が支援することは、4K・8K衛星放送の普及促進に資するため賛成します。4K・8K衛星放送の早期普及のため十分な支援が実施されるよう電波利用料a群の適切な運用を要望します。【日本放送協会、放送事業者】</p>	<p>頂いた御意見は、具体化方針(案)に対する賛同意見として承ります。</p>
<p>○ 本来、共益費的な意味合いの強い電波利用料の歳出については、あくまでも必要最小限の規模に抑制し、歳入と歳出はバランスすべきと考えます。【放送事業者、スカパーJSAT(株)】</p>	<p>電波利用共益事務の対象範囲については、電波有効利用成長戦略懇談会の報告書を踏まえて考え方を整理しましたが、引き続き電波利用共益事務の妥当性の精査を継続的に行うなど、頂いた御意見については、今後の電波利用料制度の運営に当たっての参考とさせていただきます。</p>
<p>○ 用途を巡る今後の議論・検討に際しては、ローカル局向けのインフラ強化などの各種施策にも受益者負担として電波利用料が有効に活用されることを強く要望します。さらに放送設備の雷被害などの負担も大きく、料額を軽減するよう要望します。【放送事業者】</p>	<p>電波有効利用成長戦略懇談会の報告書を踏まえ、大規模災害時における効率的な情報伝達を行うための地上基幹放送設備の耐災害性強化の支援については、次期の電波利用共益事務に盛り込んでいます。頂いた御意見については、今後の電波利用料制度の運営に当たっての参考とさせていただきます。</p>
<p>○ 地上波放送は、いかなる災害時でも、また停電時でも放送を中断なく継続する義務があります。そのために電源設備を2重化し、非常用発電機の燃料を確保し、バックアップ体制を構築しています。また、設備冗長化には大きな投資が必要となっています。電波利用料はそのような設備や体制、行政対応などに有効に活用して頂きたいと強く望みます。【放送事業者】</p>	<p>電波有効利用成長戦略懇談会の報告書を踏まえ、大規模災害時における効率的な情報伝達を行うための地上基幹放送設備の耐災害性強化の支援については、次期の電波利用共益事務に盛り込んでいます。頂いた御意見については、今後の電波利用料制度の運営に当たっての参考とさせていただきます。</p>

<p>○ 新たな放送サービスを実現するためには、放送方式の策定や受信機の対応など解決すべき課題が多く、長い期間を要します。これらを解決するためには、地道に調査・研究開発を進めていく必要があります。電波利用料を活用した技術試験事務による継続的な実施とその成果を期待します。【放送事業者】</p>	<p>電波有効利用成長戦略懇談会の報告書を踏まえ、放送周波数を有効活用する技術方策に関する技術試験については、次期の電波利用共益事務に盛り込んでいます。頂いた御意見については、今後の電波利用料制度の運営に当たっての参考とさせていただきます。</p>
<p>○ 今後の社会・経済を支える電波利用基盤の整備等を目的とした以下の施策を含め、適切な用途への活用をお願い申し上げます。</p> <p><条件不利地域への補助や支援の拡大></p> <ul style="list-style-type: none"> ・携帯電話等エリア整備事業/電波遮へい対策事業をはじめとする予算措置における国の負担割合の更なる拡大 ・人の住んでいない山間部や道路等のエリア整備における伝送路や電源の確保 ・地域振興のためのインフラ整備 等 <p><5Gの高度化や周波数共用・干渉回避技術の高度化の促進></p> <ul style="list-style-type: none"> ・5Gの更なる高度化（5G+等）や自律的周波数共用を高精度で実現するための研究開発 ・技術試験事務等の充実 等 <p>○ また、今後の電波利用料見直しの際には、その時点での情勢を鑑み、電波利用料の用途や料額算定方法等について継続的な見直し検討をお願い申し上げます。【(株)NTTドコモ】</p>	<p>電波有効利用成長戦略懇談会の報告書を踏まえ、携帯電話等エリア整備事業等については、次期の電波利用共益事務に盛り込んでいます。頂いた御意見については、今後の電波利用料制度の運営に当たっての参考とさせていただきます。</p>
<p>○ 電波・通信利用におけるユニバーサル・サービスの観点から電波利用料の用途の見直しにおいて、公的インフラとして電話リレーサービスの導入のために、「電波法 第百三条の二の4 項番十三 国民の電波利用を広く国民に付与するため、ユニバーサル・サービスまたはこれに準じた法令等において規定されている責務に必要な援助」を追加すべきです。【(一社)全日本ろうあ連盟】</p>	<p>頂いた御意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>

意見概要【意見提出者名】	総務省の考え方
2. (2) 「a群」に係る金額の計算方法に関する意見	
<p>○ これまで、“中波、短波、超短波の周波数帯域はひっ迫度が低いことから、地上ラジオ放送の電波利用料負担を軽減していただきたい”旨の意見を述べてきました。今回「470MHz以下」の区分が追加されたことは、妥当な方針と考えます。【(一社)日本民間放送連盟、放送事業者】</p>	<p>頂いた御意見は、具体化方針(案)に対する賛同意見として承ります。</p>
<p>○ 「ひっ迫帯域」に電波の利用価値(経済価値)を過度に反映させると、電波利用料の共益費用としての位置付けを変質させ、無線局免許人に対し共益費用以上の負担を求めることにつながります。電波利用料額の算定にあたっては、制度本来の在り方から逸脱することのないよう求めます。【放送事業者】</p>	<p>具体化方針(案)においては、電波利用料への電波の利用価値の反映に当たって、近年の電波の利用状況に鑑み、周波数帯域を従来の「3GHz以下」、「3GHz超6GHz以下」の2区分から、「470MHz以下」、「470MHz超3.6GHz以下」、「3.6GHz超6GHz以下」の3区分に改めることとしていますが、各周波数帯域へのa群にかかる金額の配分比率の計算は、従来と同様にひっ迫度(延べ使用周波数幅)を使用することとしており、その考え方自体を改めるものではありません。</p>

意見概要【意見提出者名】	総務省の考え方
2. (3) 「b群」に係る金額の計算方法に関する意見	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 2018年度中に5G帯域の割当てが予定されていますが、特に28GHz帯の周波数については、1局でカバーできるエリアが小さく、より多くの基地局の設置が必要になる可能性があります。 ○ また、将来的にも6GHz以上の高い周波数（ミリ波帯）における5Gでの利活用（WRC-19での議題となっている帯域等）が想定されます。 ○ 従って、これらのミリ波の帯域については、障害物を回りこむ回折の性質が弱いといった無線局の特徴を踏まえ、他の無線局と区別した料額設定がなされることを希望します。【ソフトバンク（株）】 	<p>28GHz帯をはじめとする6GHz超の5G帯域は今後割り当てられる予定であり、料額の在り方については、必要があれば、今後その割当の状況等を踏まえて検討することが想定されますが、頂いた御意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>

意見概要【意見提出者名】	総務省の考え方
2. (4) 電波利用料の料額に関する意見	
<p>○ 図表3において「旧料額と比較して、料額の増加額が〇割を超えないよう調整」という注釈が割愛されています。今回の改定内容に鑑みて、前回方針には記載のあった料額の激変緩和についての注釈はあって然るべきかと考えます。【放送事業者】</p>	<p>御意見を踏まえ、注釈を追記いたします。</p>
<p>○ 電波利用料の用途である電波利用共益事務の解釈を大幅に広げ、歳出規模を拡大した結果、周波数帯域やサービス内容がまったく変わらない無線局免許人が突如として大幅な負担増を求められる事態が起きるものと見込まれます。これは電波利用料制度の本旨を逸脱し、同制度を事実上変質させるものです。【(一社)日本民間放送連盟、放送事業者】</p>	<p>今般の電波利用料の見直しは、平成30年6月に閣議決定された規制改革実施計画及び総務省における「電波有効利用成長戦略懇談会」での検討に基づき、我が国の経済成長と課題解決を実現する「Society 5.0」に不可欠な電波に関し、2020年の5G実現による周波数の急激な需要拡大も踏まえ、周波数の有効利用の更なる促進等を内容とする大規模な改革を緊急に検討すべきとの考えのもと実施するものであり、「大規模災害時における効率的な情報伝達を行うための地上基幹放送設備の耐災害性強化の支援」等を新たに電波利用共益事務に追加する改正は行うものの、電波利用共益事務が無線局全体の受益を直接の目的とする事務であるという考え方に変更はございません。</p> <p>料額の算定についても、従来と同様に、各周波数区分のひっ迫度（延べ使用周波数幅）に応じa群に係る金額を配分することや、各無線システムの公共性等に鑑みた特性係数により負担額を軽減すること、各無線局の設置場所、出力等に応じて適切な料額設定を行うという考え方も従来から変更はございません。</p> <p>今後とも、電波利用共益事務の妥当性の精査を行うこと等により、免許人に過度な負担が生じないように努めてまいります。</p>

<p>○ 放送事業者の電波利用料の負担の軽減を希望。 (理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ローカル局の経営基盤強化が、放送政策上の重要課題として挙げられている中で、地上テレビ放送局の電波利用料負担を増やすことは、逆行する政策である。地上テレビ放送局はキー局とローカル局のネットワーク連携を通じて、国民視聴者の知る権利に応え、世界有数の災害多発国である我が国において、ライフラインとして重要な役割を果たしている。電波利用料の大幅な負担増は、公共的役割を果たす為の経営体力の毀損につながる。【(一社)日本民間放送連盟、放送事業者】 放送局には災害時の支援や国民の知る権利への対応等の責務があり、公共性は非常に高く営利事業としてのみの側面で捉えることは不適切であり、放送の社会的価値等を勘案した上で、電波利用料の軽減を図っていくべき。【放送事業者】 	<p>今般の電波利用料の見直しは、平成30年6月に閣議決定された規制改革実施計画及び総務省における「電波有効利用成長戦略懇談会」での検討に基づき、我が国の経済成長と課題解決を実現する「Society 5.0」に不可欠な電波に関し、2020年の5G実現による周波数の急激な需要拡大も踏まえ、周波数の有効利用の更なる促進等を内容とする大規模な改革を緊急に検討すべきとの考えのもと実施するものであり、「大規模災害時における効率的な情報伝達を行うための地上基幹放送設備の耐災害性強化の支援」等を新たに電波利用共益事務に追加する改正等を行うものです。</p> <p>また、料額の算定に当たっては、これまでと同様に、放送事業者に課せられている責務や公共性を勘案した特性係数は引き続き適用することとし、負担軽減を図ってまいります。</p> <p>今後とも、電波利用共益事務の妥当性の精査を行うこと等により、免許人に過度な負担が生じないように努めてまいります。</p>
<p>○ ローカル局の電波利用料の負担の軽減を希望。 (理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ローカル局の経営基盤強化は、放送政策上の重要課題と位置付けられている。地上テレビ放送局の電波利用料負担を増やすことは、これに逆行した施策となり極めて不適切。【(一社)日本民間放送連盟、放送事業者】 ローカル局は、地域情報発信の担い手としての公共的役割を果たしており、地方創生にも大きく貢献しており、引き続き公共的役割を果たすため、できる限り負担の軽減を要望。【放送事業者】 近年の大規模災害時においてもローカル局は視聴者へ迅速・的確に情報を伝えた。気象災害や大地震への備えにいっそう注力し続ける中、地上テレビ局の電波利用料負担を大幅に増やすことは経営を圧迫しかねず、国民の安全確保に支障をきたす結果となることを強く懸念。【(一社)日本民間放送連盟、放送事業者】 	<p>今般の電波利用料の見直しは、平成30年6月に閣議決定された規制改革実施計画及び総務省における「電波有効利用成長戦略懇談会」での検討に基づき、我が国の経済成長と課題解決を実現する「Society 5.0」に不可欠な電波に関し、2020年の5G実現による周波数の急激な需要拡大も踏まえ、周波数の有効利用の更なる促進等を内容とする大規模な改革を緊急に検討すべきとの考えのもと実施するものであり、「大規模災害時における効率的な情報伝達を行うための地上基幹放送設備の耐災害性強化の支援」等を新たに電波利用共益事務に追加する改正等を行うものです。</p> <p>また、基幹放送局の料額に関しては、空中線電力等を勘案して区分を細分化しており、これまでもローカル局はキー局等と比べて低廉な料額となってきたところであり、今回もその考え方に変更はありません。</p> <p>今後とも、電波利用共益事務の妥当性の精査を行うこと等により、免許人に過度な負担が生じないように努めてまいります。</p>

意見概要【意見提出者名】	総務省の考え方
3. 「a群」の第1段階（周波数帯域ごとの配分）に関する意見	
<p>○ 3区分の各周波数帯域への配分比率を1:54:2としていますが、その根拠としている「ひっ迫度（無線システムに係る無線局の延べ使用周波数幅）」の詳細な説明が無く不明確です。近年高い周波数帯の利用が増加している傾向でもあり、②「470MHz超3.6GHz以下」の周波数帯における比率が過度に大きいのではないのでしょうか。</p> <p>○ また、これまでの3Gから4Gへの進化の過程では、新サービスに対する大きな料額の差が無かったのに対し、4Gの進化系である5Gの周波数帯である3.7GHz帯、4.5GHz帯への配分比率が極端に小さいと言わざるを得ません。これは実質的な特性係数の追加に相当するもので、同意できるものではありません。【放送事業者】</p>	<p>延べ使用周波数幅については、各周波数帯域の電波の利用価値を表すものとして、各周波数帯域における無線システムに係る無線局の同時に発射できる周波数幅を用いているものであり、従前の改正からその比に従って「a群」に係る金額を6GHz以下の各周波数帯域に配分してきたところ、6GHz以下の区分を従前の2区分から3区分に改めた今回の改正においてもこのような配分方法は踏襲した上で料額を算定することを想定しています。</p> <p>今後とも、電波利用料額の算定方法については、さらなる適正化に努めてまいります。また、電波利用共益事務の妥当性の精査を行うこと等により、免許人に過度な負担が生じないように努めてまいります。</p>
<p>○ 3～4GHz帯を使用する人工衛星システムは、同帯域における第5世代移動通信システムの新たな割当により同システムと周波数を共用することとなり、その利用条件や利用地域において著しく制限を受け一方で、第5世代移動通信システムは、既に公表されている特定基地局の開設に関する指針案を踏まえると、今後全国に急速に展開されていくことが見込まれます。今回、ひっ迫帯域の区分が見直され、470MHz超3.6GHz以下と3.6GHz超6GHz以下の配分比率は54:2とされていますが、今後指針に基づき特定基地局の開設が進むと、当該比率は急速に縮まっていくものと思慮します。</p> <p>○ 現在の制度下では、同一区分における他の無線システムの延べ使用周波数幅が増加すると、当該区分への配分額が増加しますが、第5世代移動通信システムの展開に伴い衛星通信システムに係る電波利用料が増加することがないよう、制度を設計いただくことを要望致します。【スカパーJSAT（株）】</p>	<p>共用の帯域については、具体化方針（案）においてお示ししたとおり、a群に係る金額を各無線システムに配分する段階で「特定の周波数について異なる無線システムと共用をしている場合、当該周波数について周波数共用を行っている無線システムの数で除して計算する」ことで配慮しております。</p> <p>また、無線システムごとの負担額については、原則として当該無線システムの割当周波数幅に応じて配分されることとなっているところ、その過程で特定の無線システムの個別の事情を考慮したうえで料額を算定することとする場合は、検討会等のオープンなプロセスを通じて検討する必要があると考えられます。</p> <p>今後とも、電波利用料額の算定方法については、さらなる適正化に努めてまいります。</p>

意見概要【意見提出者名】	総務省の考え方
3. 「a群」の第2段階（無線システムごとの配分）に関する意見	
○ 2件の特性係数を放送局に適用したこと、さらに放送局と一体の放送事業用無線局にこれまでと同じ特性係数を適用したことは妥当であり、これは今後の改定においても維持すべきものと考えます。【(一社)日本民間放送連盟、放送事業者】	頂いた御意見は、具体化方針(案)に対する賛同意見として承ります。
○ ラジオ放送に対して、これまでと同様の2件の特性係数が適用されたことは妥当であり、今後の改定においても維持されるべきものと考えます。【放送事業者】	頂いた御意見は、具体化方針(案)に対する賛同意見として承ります。
○ マイクロ固定(放送)について、非常時への対応を担っており、「エ 国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」に該当すると考えられることから、特性係数の算出に当たっては「ウ」および「エ」の双方を適用するよう求めます。【放送事業者】	頂いた御意見については、今後の参考とさせていただきます。 なお、特性係数は、a群に係る金額の各無線システムへの配分に当たって、無線システムには公共性や周波数利用の制約等の様々な特性を有するものもあることから、その無線システムについて負担を軽減するために適用される係数であり、新たに適用しようとする場合は検討会等のオープンなプロセスを通じて検討する必要があると考えられます。
○ 本案では携帯電話事業者に特性係数「ウ 国民への電波利用の普及に係る責務等があるもの」を新たに適用することが示されていますが、これにより、大半の無線局免許人に複数の特性係数が適用されることとなります。“特性”の意義について、今一度検証する時期に来ていると考えます。【放送事業者】	特性係数は、a群に係る金額の各無線システムへの配分に当たって、無線システムには公共性や周波数利用の制約等の様々な特性を有するものもあることから、その無線システムについて負担を軽減するために適用される係数であり、各無線システムの特性等を踏まえて個別に適用の見直しを行ってきたところですが、頂いたその適用状況の検証の必要性に係る御意見については、今後の参考とさせていただきます。
○ 放送局と放送事業用無線局にこれまでと同じ特性係数を適用したことは妥当であり、今後の改定においても維持すべきものと考えますが、470MHz以下のラジオ放送で図表6のイが該当するものについては図表5において特性係数を1/8とすることが妥当と考えます。【放送事業者】	頂いた御意見については、今後の参考とさせていただきます。 なお、特性係数とは、a群に係る金額の各無線システムへの配分に当たって、無線システムには公共性や周波数利用の制約等の様々な特性を有するものもあることから、その無線システムについて負担を軽減するために適用される係数であり、新たに適用しようとする場合は検討会等のオープンなプロセスを通じて検討する必要があると考えられます。

意見概要【意見提出者名】	総務省の考え方
3. 「a群」の第3段階（無線局ごとの配分）に関する意見	
<p>○ テレビジョン放送については、使用する電波の利用価値が、広域圏で放送を行っているかどうかで大きく異なると認められるため、その区分を料額の設定にも反映するとされていますが、主に無線局の出力で規定されており、その配分比率の根拠が明確でなく、「電波の利用価値」がどのように反映されているのかきちんとした説明が必要と考えます。【放送事業者】</p>	<p>テレビジョン放送の料額については、平成20年の「電波利用料見直しに係る料額算定の具体化方針」において、「PHSの基地局のように、個々の無線局の出力に大きな差が認められるものについては、必要に応じ、出力を勘案して料額を計算します。また、テレビジョン放送局の場合、出力に加え、広域圏における放送であるか否か等も勘案することとします」とされて以降、この考え方を踏襲して算定を行っており、今回の改定に当たってもこの考え方を踏襲して算定することを想定しておりますので、今回特段の変更が生じたものではありません。</p>
<p>○ 広域圏で放送を行う地上テレビ放送局が特に大幅な料額増加となることについて、妥当性の根拠と、今回の方針案に至った経緯や決定手続きについての説明を強く要望します。【放送事業者】</p>	<p>今般の電波利用料の見直しは、平成30年6月に閣議決定された規制改革実施計画及び総務省における「電波有効利用成長戦略懇談会」での検討に基づき、我が国の経済成長と課題解決を実現する「Society 5.0」に不可欠な電波に関し、2020年の5G実現による周波数の急激な需要拡大も踏まえ、周波数の有効利用の更なる促進等を内容とする大規模な改革を緊急に検討すべきとの考えのもと実施するものであり、そのために必要となる歳出について、免許人等の皆様にご負担頂くものです。</p> <p>なお、テレビジョン放送の料額については、平成20年の「電波利用料見直しに係る料額算定の具体化方針」において、「PHSの基地局のように、個々の無線局の出力に大きな差が認められるものについては、必要に応じ、出力を勘案して料額を計算します。また、テレビジョン放送局の場合、出力に加え、広域圏における放送であるか否か等も勘案することとします」とされて以降、この考え方を踏襲して算定を行っており、今回の改定に当たってもこの考え方を踏襲して算定することを想定しておりますので、今回特段の変更が生じたものではありません。</p>
<p>○ AMラジオ社はAM放送とFM補完放送の電波利用料が二重負担となっていることを踏まえ、できる限り電波利用料金の軽減を図っていただきたいと考えます。【放送事業者】</p>	<p>電波利用料は電波利用共益事務の処理に要する費用を、受益者である無線局の免許人等で公平に分担するための制度です。なお、今回の見直しにおいて、470MHzで周波数帯域を区分することにより、「470MHz以下」の周波数帯域については、a群に係る金額の配分比率が小さくなっております。</p>

<p>○ FM放送用周波数の効率的な利用を実現する、FM同期放送のネットワーク整備（TTL等）には費用が掛かることから、FM同期放送を使用したエリア重複局の電波利用料減額を要望します。【放送事業者】</p>	<p>電波利用料は電波利用共益事務の処理に要する費用を、受益者である無線局の免許人等で公平に分担するための制度です。なお、今回の見直しにおいて、470MHzで周波数帯域を区分することにより、「470MHz以下」の周波数帯域については、a群に係る金額の配分比率が小さくなっております。</p>
<p>○ テレビジョン放送の電波利用料負担の区分については、従来、出力及び設置場所によって分けられていますが、免許人等が実際に享受する電波利用共益事務の受益量については、放送サービスを受ける側の数、すなわち放送区域内の人口、世帯数等によっても差が出ると考えられます。このため電波利用料負担の公平性から考えると、料額算定は設置場所に加えて放送区域内の人口、世帯数等の要素も付加して勘案すべきと考えます。【放送事業者】</p>	<p>現在、テレビジョン放送の無線局の料額の区分に関しては、空中線電力等を勘案して設定しているところですが、頂いた御意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>
<p>○ 無線局密度については、地形的条件により置局数が増えて密度が高くなっていることが考えられます。無線局密度が高くなっている背景についても考慮が必要と考えます。また、離島や半島など条件不利地域における無線局の減免措置についても配慮をお願いしたい。【放送事業者】</p>	<p>現行でも、離島や過疎地域等の地域（第4地域）に設置された無線局については、低廉な料額を設定しているところですが、頂いた更なる考慮に関する御意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>
<p>○ 使用する電波の利用価値を地域の実情に配慮していただいた配分方針であり、妥当な方針と評価いたします。【放送事業者】</p>	<p>頂いた御意見は、具体化方針（案）に対する賛同意見として承ります。</p>
<p>○ 国において「放送事業者、特にローカル事業者の経営基盤強化のあり方」、「AMラジオの将来」が議論されようとしている中、今回の料額改定は、AMラジオ放送事業を兼営する多くの地上テレビ放送局にとって、大きな負担増となるだけではなく、今後、厳しい環境下でAMラジオ放送事業の兼営存続に大きな影響を与えることとなり、その議論に逆行すると言わざるを得ません。【放送事業者】</p>	<p>頂いた御意見については、今後の参考とさせていただきます。 なお、かねてから、ラジオ放送の負担に関して、3GHz以下の区分をVHF帯以下とUHF帯で区分すべきではないかとの御意見を賜っていたところですが、今回の見直しにおいて、470MHzで周波数帯域を区分することにより、「470MHz以下」の周波数帯域については、a群に係る金額の配分比率が小さくなっております。</p>
<p>○ 衛星コンステレーションは、本方針（案）で示されているとおり、従来の衛星と異なる特徴を有する無線局であり、料額算定においても考慮が必要と考えられるため、本方針（案）で示された方向性に賛同します。【ソフトバンク（株）】</p>	<p>頂いた御意見は、具体化方針（案）に対する賛同意見として承ります。</p>

意見概要【意見提出者名】	総務省の考え方
3. 広域使用電波に係る料額（無線システムごとの配分）に関する意見	
○ 携帯電話について現行の特性係数「エ」に加えて「ウ」を適用することについて、	
<ul style="list-style-type: none"> 携帯電話は国民生活に必要不可欠なサービスとなっており、公共性の観点では放送と同等と考えられることから、本方針（案）の内容に賛同。【ソフトバンク（株）】 	<p>頂いた御意見は、具体化方針（案）に対する賛同意見として承ります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ハード（設備）部分の責務が過大に見積もられることにならないか、放送との比較においてバランスの取れた制度と言えるかとの観点からの懇談会での議論が深まらなかったことは残念。【（一社）日本民間放送連盟、放送事業者】 	<p>頂いた御意見については、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、特性係数「エ」（国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの）は、国民の生命、身体の安全及び財産の保護に著しく寄与するものについて、その公共性を勘案する趣旨であり、「ウ」（国民への電波利用の普及に係る責務等があるもの）は、電波利用の便益を広く国民に付与するため、通常の市場活動を超えてユニバーサル・サービス又はこれに準じた責務等が法令等において規定されているものについて、その公共性を勘案する趣旨です。携帯電話については、実態として国民に広く普及していること及び既存周波数の有効利用を促進するための新たな仕組みを設けること等を踏まえると、電波利用の普及に係る制度上の責務を負うこととなるものと考えられることから、特性係数「ウ」（国民への電波利用の普及に係る責務等があるもの）を新たに適用することが適当としたものです。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 反射的に、周波数帯域やサービス内容がまったく変わらない放送等の無線局免許人が突如として大幅な負担増を求められる事態が生じることを危惧。【（一社）日本民間放送連盟、放送事業者】 	<p>今後とも、電波利用共益事務の妥当性の精査を行うこと等により、免許人に過度な負担が生じないように努めてまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○ MCA無線システムは、全国330超の自治体において防災行政無線として利用されており、さらには全国瞬時警報システム（J-ALERT）との接続も可能となっていることから、自治体においては今後もMCA無線システムの導入が増加すると想定されます。 ○ また、中央省庁においても防災対策用又は政府BCP用としてMCA無線システムの導入が進んでいることから、具体化方針（案）の別表6で示されている特定係数エ（国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの）に該当すると考えられますので、今後の検討において、MCA無線システムの適用を検討していただきたい。【（一社）移動無線センター】 	<p>頂いた御意見については、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、特性係数とは、a群に係る金額の各無線システムへの配分に当たって、無線システムには公共性や周波数利用の制約等の様々な特性を有するものもあることから、その無線システムについて負担を軽減するために適用される係数であり、新たに適用しようとする場合は検討会等のオープンなプロセスを通じて検討する必要があると考えられます。</p>

意見概要【意見提出者名】	総務省の考え方
4. 「b 群」に係る金額の計算方法に関する意見	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 広域使用電波を使用する包括免許局に関して上限額が引き続き設定されることについて、電波有効利用のインセンティブの観点から賛同。 ○ 今後割当てが予定されている5G用周波数は5Gの特性を活かすために従来より広帯域の周波数となり、周波数の利用状況（稠密性）に違いがあると考えられるため、上限値の設定については見直し等の検討を希望。【KDDI（株）、（株）JTOWER、ソフトバンク（株）】 	<p>頂いた御意見は、具体化方針（案）に対する賛同意見として承ります。</p> <p>なお、基準無線局数に関する御意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>

意見概要【意見提出者名】	総務省の考え方
5. (1) 電波利用料の料額とその負担に関する意見	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 原案で示される広域使用電波に係る電波利用料の考え方について賛同します。 ○ 共用周波数における広域使用電波の仕組みは、今般初めて導入されるため、電波の利用状況に見合った合理的な料額設定を希望します。共用周波数の料額は、専有周波数に対する料額より軽減されることを希望します。【KDDI (株)】 	<p>頂いた御意見は、具体化方針（案）に対する賛同意見として承ります。</p>

意見概要【意見提出者名】	総務省の考え方
5. (2) 料額が大幅に増加する無線局等への配慮に関する意見	
<p>○ 増加率の上限について、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 過去数次の改定において明確なコンセンサスとなっていた「2割程度」の水準を、精緻な議論を積み重ねることなく唐突に「5割程度」に引き上げる方針案が示されたことは到底納得できない。無線局免許人にとって、5割程度の料額増加があり得るとすれば、それはまさしく“激変”であり、料額の継続性・安定性を欠き、予見可能性を超えるものと言わざるを得ない。【(一社)日本民間放送連盟、放送事業者、スカパーJSAT(株)】 ・ 免許人等の負担の急激な変化に考慮するのであれば、これまで通り2割程度とすべき。【放送事業者】 ・ NHKは視聴者の皆様に負担していただく受信料で成り立つ公共放送であり、電波利用料額が頻繁に大幅増額されることは、放送事業の運営に多大な影響を及ぼすことから、過度な負担とならない配慮を強く要望。【日本放送協会】 	<p>頂いた御意見については、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、前回(平成29年)の料額改定時においては、歳出総額の想定は平成26年の改正時と比べると減少傾向の状況の中(H26年改定:約700億円→H29年改定:約620億円、約1割減)、増加率上限を2割増しに設定しておりました。</p> <p>他方、今般の料額改定では、負担の適正化も図りつつ、前回の料額改定時から歳出総額が増加する予定です(約620億円→約750億円:約2割増)。</p> <p>このように、今回は、歳出総額が増額される中で歳入を確保する必要があるという点で、前回の改定との比較で歳出総額の減少傾向が続いていた近年の改正とは状況が異なるところです。</p>

意見概要【意見提出者名】	総務省の考え方
5. (3) 公共用無線局に係る電波利用料の扱いに関する意見	
<p>○ 今回、新たに公共用無線局においても、周波数利用効率の低い技術を用いた無線局を使い続ける免許人から電波利用料を徴収するとしたことについて妥当であると考えます。今後、電波需要が高まっていく中で、これにより一層の周波数有効利用の促進がなされることに期待します。【放送事業者】</p>	<p>頂いた御意見は、具体化方針（案）に対する賛同意見として承ります。</p>
<p>○ 公共用無線局の電波利用料については、周波数利用効率の低い技術を用いた無線局を使い続ける一部の免許人から電波利用料を徴収するという方針が示されました。しかし、公共用周波数の再編等に電波利用料を用いられることが見込まれます。</p> <p>○ 電波利用料制度が、適正な運用に必要となる事務、免許人等の安定的な電波利用の確保等のために行われる事務に要する費用を免許人が負担する制度あることから、全ての公共用無線局から電波利用料を徴収すべきであると考えます。【放送事業者】</p>	<p>現行制度では、原則全ての無線局が電波利用料徴収の対象とされています。その中で公共用無線局についても、その全てが電波利用料徴収の減免対象とされているわけではなく、電波法に規定されている特定の目的を有する無線局についてのみ、減免対象とされています。今回の見直しにおいては、電波有効利用成長戦略懇談会の報告書の提言を踏まえ、現在減免対象となっている無線局であっても、周波数の能率的な利用に資する技術を用いた無線システムが利用可能であり、その普及が一定程度進展しているにもかかわらず、周波数利用効率の低い技術を用いた無線局を使い続ける免許人からは、電波利用料を徴収することとしています。</p>

意見概要【意見提出者名】	総務省の考え方
その他意見	
<p>○ 方針案につきましては、電波有効利用成長戦略懇談会報告書に沿っており、当社意見も考慮された見直し内容であることから基本的に賛同いたします。</p> <p>○ なお、歳出額の大幅増額により、携帯電話事業者の負担額も大幅に増額することが推定されます。急激な負担増とならないよう今後の水準検討の中で考慮いただきたくお願い申し上げます。【(株)NTTドコモ】</p>	<p>頂いた御意見は、具体化方針（案）に対する賛同意見として承ります。</p> <p>今後とも、電波利用共益事務の妥当性の精査を行うこと等により、免許人に過度な負担が生じないように努めてまいります。</p>
<p>○ 「電波利用料の見直しに係る料額算定の具体化方針（案）」に賛成致します。【個人複数】</p>	<p>頂いた御意見は、具体化方針（案）に対する賛同意見として承ります。</p>
<p>○ テレビ事業者の負担額を上げるべき。【個人多数】</p>	<p>頂いた御意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>
<p>○ 現行制度の地上テレビ放送局の料額区分では、空中線電力が2Kw以上10Kw未満の中京広域圏と近畿広域圏の電波利用料は同額の75,895,400円とされています。親局送信所は中京・近畿どちらも3Kwで本来0.02W以上10Kw未満の範疇に入るべきところ、特別な圏域としての料額区分を追加した趣旨から判断すると、中京広域圏放送局のサービスエリアが近畿広域圏に比べ世帯数で約2/3であることを考慮して料額設定されるべきと考えます。【放送事業者】</p>	<p>現在、テレビジョン放送の無線局の料額の区分に関しては、空中線電力等を勘案して設定しているところですが、頂いた御意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>
<p>○ 電波利用料の負担度合がローカル5G普及の妨げにならないよう、以下を含めた産業育成観点での制度検討が速やかに行われる必要があると考えます。</p> <p>(検討が必要な観点)</p> <p>① 携帯電話システムと同等の算定方式の検討 (例)・特定無線局かつ包括免許制度相当の適用 ・特性係数の適用(共用等)など</p> <p>② 多数同時接続(IoT)の普及を見据えた端末側電波利用料の見直し ・IoTでは相当数の端末の稼働が見込まれるため、1局あたりの徴収は、負担感、及び徴収に係る管理負荷の増加を招くため、見直しが必要。</p> <p>○ なお、現在、携帯電話等端末については上限額の設定が行われているが、技術進展、利用形態の多様化により当該金額の設定等合理的な根拠の維持が困難なため、携帯電話等端末も含めて抜本的な見直しが必要。【(株)J TOWER】</p>	<p>ローカル5Gに関しては、現在は技術基準の策定に向けた検討が進められている段階であるため、次回以降の電波利用料の見直しにおいて必要に応じてその普及状況等を踏まえ、ローカル5Gの電波利用料額について検討することになると想定されるため、頂いた御意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>

<p>○ IOT時代の本格的な到来に備えるためには、電波利用料制度を支える無線局利用者の裾野を広げ、公平負担の徹底を図ることが欠かせません。IOT機器の普及によって電波需要が格段に高まることを念頭に、免許不要局から恒久的に電波利用料を徴収する仕組みの構築を先送りせず、関係事業者の意見を聞きながら、広く国民の理解を得られる方策を早急に検討する必要があると考えます。【(一社)日本民間放送連盟、放送事業者】</p>	<p>頂いた御意見については、今後の参考とさせていただきます。 なお、現行制度でも、免許不要局のための周波数移行・再編に特定周波数終了対策業務を活用する場合や、新たな無線システムを導入する際に登録局制度を活用する場合においては、対象となる免許不要局（登録局を含む。）から電波利用料を徴収することは可能であり、電波有効利用成長戦略懇談会報告書では、「当面はこれらによる免許不要局からの徴収実績を蓄積する」とされています。その上で、恒久的な制度として免許不要局からの電波利用料を徴収することについては、対象範囲の特定や、実効的な徴収方法の面等において課題が多いため、今後、こうした課題も踏まえ、継続的に検討していくこととしています。</p>
<p>○ アマチュア局についてより一層の減免処置を望みます。アマチュア局は運用場所ごとに無線局を開設する必要があり、同一免許人が複数の無線局を保有していますが、同時に運用できるのは一局のみであり、無線局の数に比例した税を負担しています。また、アマチュア局の周波数は世界的に同一であり、相互に通信を行っているため、周波数の分配を日本の法律でのみ決定できるものではありません。極端な例を考えれば、たとえ日本でアマチュア局が廃止されたとしても、隣国の通信を確保するために、その周波数を分配することはできないと考えます。</p> <p>○ 上記理由により、現行の300円/年の数分の1の金額が妥当であり、租税徴収の費用等鑑み、無償とすることも検討に入れていただきたい。【個人】</p>	<p>頂いた御意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>
<p>○ TV放送システムはなにも地上波でないと成立しないわけではなく、既に1980年代から開始された「衛星放送」という代替手段があります。</p> <p>○ 衛星放送の周波数は先ほど追加された新周波数で非常に潤沢となっており、公共性を考えるならば地上テレビ放送を衛星放送に移管して最もひっ迫している携帯電話にTV放送の周波数をさらに割り当てることで最混雑帯域のひっ迫解消が可能です。</p> <p>○ 電波利用料の見直しにおいても地上波放送を停波あるいは使用周波数削減を行い衛星放送に転換する事業者を優遇する制度が最も効率的であると考えます。</p> <p>○ 電波利用料の見直しに係る料額算定の具体化方針でも転換事業者の利用料を負担ゼロにする事で後押しを図る方向が最も望ましい方向と思われます。【個人】</p>	<p>頂いた御意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>

<p>○ 現在の制度では、電波利用料は1年分を前払いすることになっており、その期間の途中で無線局を廃局しても、支払った電波利用料は還付されません。特に人工衛星局については、同一軌道において、人工衛星を更改する場合、同一周波数を同時利用することは不可能であるにもかかわらず、衛星の更改期間中は多重課金されてしまう問題もあることから、期間の途中で無線局を廃局した場合には、その期間に相当する電波利用料を還付する、または分割納付を可能とする制度の導入を要望致します。【スカパーJSAT（株）】</p>	<p>電波利用料については起算日から1年分の納付が原則であるところですが、頂いた御意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>
<p>○ 周波数の経済的価値の観点で、携帯電話事業者と放送事業者各々の収益や利益などの事業規模に対する電波利用料負担率はバランスを欠き、この上放送局の負担割合が増えることは放送事業の経営基盤強化の考え方とは相いれないものとなります。【放送事業者】</p>	<p>電波利用料制度は、「無線局全体の受益を直接の目的として行う事務の処理に要する費用」を、無線局の数及び周波数の幅等に応じて算出された金額を納付する制度であり、営業収益の規模等に応じて徴収される性格のものではございません。</p>
<p>○ 総務省の過去の意見募集においては通常1ヵ月程度の募集期間が設定されていましたが、しかし今回は、年末年始の期間を含んでも20日間あまりという短期間の設定になっていることに強い違和感を覚えます。無線局にとっては少なからぬ負担である電波利用料であるがゆえに、広く関係者の意見を十分に吸い上げ、慎重かつ適切な検討を要望します。【放送事業者】</p>	<p>前回の平成29年の料額改定時には21日間、平成26年の料額改定時には25日間の意見募集期間を設けていたところ、今回は22日間の意見募集期間を設けましたので、おおむね過去の料額改定時と同程度の意見募集期間を確保したところです。</p>

その他、案について具体的に言及していない御意見がありました。